

2-2. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第7条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策の基本的な道筋を明らかにし、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体の措置に関する基本的事項を定めた「地球温暖化対策に関する基本方針」が平成11年4月に閣議決定されました。

「地球温暖化対策に関する基本方針」の2には、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項が示されています。本計画は地方公共団体、事業者、県民の取り組みとして位置づけられます。

また、各地方公共団体は、自らの温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいくために「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条に基づく「温室効果ガス排出抑制などのための措置に関する計画」策定が義務づけられました。こうした背景を踏まえ、県では、環境にやさしい率先実行計画」～県庁エコオフィスプラン～」を定め、県の全機関をあげて温暖化防止対策を推進することとしています。

地球温暖化対策に関する基本方針

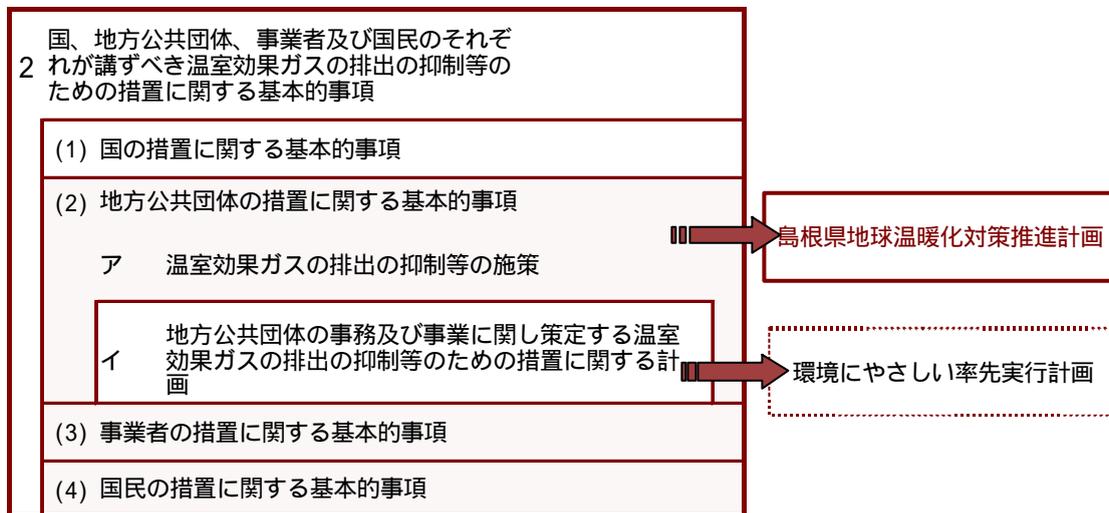


図 2-2-1. 「地球温暖化対策に関する基本方針」に対応する本計画の位置づけ